

さいたま市放射線等対策専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の漏えいに起因する本市への影響について、市民生活の安心及び安全を確保する観点から、専門的な知見を参考とするため、さいたま市放射線等対策専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 市が実施した、又は実施している放射線への取組みに対する助言
- (2) 市が今後実施する放射線への取組みに対する助言
- (3) その他必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、7人以内の委員をもって組織し、放射線等に係る専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名したものがその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げるものではない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の過半数の同意を得た場合は、公開しないことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、総務局危機管理部安心安全課内に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月5日から施行する。